

公 告

分任契約担当官
陸上自衛隊岩手駐屯地
第 3 8 9 会計隊長 西村 俊宏

以下のとおり一般競争入札を実施するので、「入札及び契約心得」及び「契約条項」を承知のうえ参加されたい。

1 入札事項

契約実施計画番号	調 達 要 求 番 号	物 品 番 号	仕 様 書 番 号				
2N1R13001860	243S1AQ0019 0001						
品名 または 件名							
[OD色] ポリロープ ほか59件							
部品番号 または 規格							
E S E A 6 2 8 P P - 5 5 / E S E A 6 2 8 P R - 1 5 A 又は同等品以上							
使用 器 材 名							
数 量	単 位	銘 柄	使 用 期 限 等	グ ル ー プ	指 定	検 査	包 装
2.00	EA						
納地または工事場所				引 渡 場 所			
各地				各地			
搬 入 場 所				納 期 ま た は 工 期			
各地				令和4年12月23日 (金)			

上記項目を含む要求品目の内容については、品目等内訳書に記載する。

2 競争参加資格

次のいずれかであること

全省庁統一資格の「物品の販売」に係る等級がA、B、C、D等級であること

ただし、細部は注意事項による。

3 契約条項を示す場所

陸上自衛隊岩手駐屯地第 3 8 9 会計隊事務室

4 説明会及び入札執行の日時場所

説明会日時場所：

入札日時場所：令和4年12月2日 (金) 9時15分 1号隊舎3階 業務隊教場

5 保証金

入札保証金：免除 契約保証金：免除

6 落札決定方式及び契約方式

落札決定方式：総品目総額 契約方式：一般競争

7 注意事項

(1) 入札参加資格

ア 予算決算及び会計令第 7 0 条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は同条中、特別の理由がある場合に該当する。

イ 予算決算及び会計令第 7 1 条の規定に該当しない者。

ウ 契約担当官等から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

エ 防衛省が行う公共事業等からの暴力団排除に関する誓約事項を確認のうえ、入札書及び別途契約書により必ず誓約すること。

オ 都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する公共事業等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格者の参加は認めない。

カ 入札後契約を締結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する公共事業等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格者との契約は行わない。

キ 大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止措置等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

ク 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係にある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。

ケ 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。

コ クの「資本関係又は人的関係にある」場合とは、次に定める基準のいずれかに該当する場合をいう。

(ア) 資本関係がある場合

次の a 又は b に該当する二者の場合。ただし、a については子会社（会社法（平成 1 7 年法律第 8 6 号）第 2 条第 3 号及び会社法施行規則（平成 1 8 年法務省令第 1 2 号）第 3 条の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は、b

について子会社の一方が会社更正法（昭和27年法律第172号）第2条第7項に規定する更正会社（以下「更正会社」という。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続（以下「再生手続」という。）が存続中の会社である場合を除く。

- a 親会社（会社法第2条4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合
- b 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

(イ) 人的関係がある場合

次のa又はbに該当する二者の場合。ただし、aについては、更正会社又は再生手続存続中の会社である場合は除く。

- a 一方の会社の役員（常勤又は非常勤の取締役、会計参与、監査役、執行役、理事、監事その他これらに準ずる者をいい、社外役員を除く。以下の号において同じ。）が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
- b 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更正法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

(ウ) (7)及び(イ)に掲げる場合のほか、資本構成又は人的構成において関連性のある一方の会社による落札が他方の会社に係る指名停止等の措置の効果を事実上減殺するなど(7)又は(イ)に掲げる場合と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合

サ 令和4・5・6年度の全省庁統一資格を取得し、東北地域の競争参加資格を有する者

(2) 違約金等

ア 違約金

(7) 落札者が「入札及び契約心得」に従って契約手続きをしない場合には、落札者が契約締結に応じないものとみなし、落札金額に消費税相当額を加算した額の100分の5以上の金額を違約金として徴収する。

(イ) 契約者が契約を履行しない場合は、契約金額の100分の10以上の金額を違約金として徴収する。

イ 履行遅延賠償金：正当な理由がなく納期までに納入しない場合は、遅延1日につき契約金額の1000分の1の金額を賠償金として徴収する。

(3) 落札決定方法

ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税額に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税抜きの金額を入札書に記載すること。

イ 予定価格の範囲内で、最低入札金額をもって申し込みした者を契約の相手方とする。

ウ 同額の入札がある場合は、くじ引きにより落札者を決定する。ただし、応札者が不在の場合は契約業務に関係のない職員をもってくじ引きを行うものとする。

(4) 契約書の作成

ア 落札者は落札決定後遅滞なく「駐屯地用標準契約書」の様式による契約書等を作成提出する。また、落札者がこの契約書案を提出しないときは、契約を結ばない落札者として、納付した入札保証金は国庫に帰属し、入札保証金の納付を免除した場合は、落札価格の100分の5に相当する金額の損害賠償の請求をする。加えて、競争契約の参加対象等について制限を行うことがある。

イ 契約書に記載する金額は、入札書に記載された金額に当該金額の消費税相当額を加算した金額（税込価格）とし、1円未満の端数があるときはその端数を切り捨てるものとする。

ウ 適用を予定する契約条項は駐屯地用標準契約書物品売買契約条項、談合等の不正行為に関する特約条項、暴力団排除に関する特約条項とする。

エ 落札金額に消費税相当額を加算した額が50万円以上で150万円を超えない場合、契約書の作成を省略し、請書を作成し提出するものとする。

オ 落札金額に消費税相当額を加算した額が50万円を超えない場合、契約書及び請書の作成を省略するものとする。

(5) 入札の無効

ア 公告本文中第2項に示した競争に参加する者に必要な資格のない者が行った入札

イ 入札金額及び入札者氏名（押印省略可）が判明し難い入札（押印を省略した場合で代表者及び担当者の氏名並びに連絡先の記入のない入札も無効となります。）

ウ 入札書に「暴力団排除に関する誓約事項」の内容を誓約した旨の記入のない入札及び入札書に記載できない場合で誓約書の提出がない入札

エ 入札書に「公告又は通知に対して「入札及び契約心得」及び「標準契約書等」の契約条項等を承諾のうえ入札見積いたします。」の記入のない入札

オ 代理での入札の場合で入札書に受任者の氏名の記入のない入札

カ 入札者が実施した誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合

キ その他、入札に関する条件に違反した者の入札

(6) その他

ア 郵便入札は、入札日前日の17時まで本官の手許に到着したものに限る。電報入札は認めない。（郵便入札に当たっては、事前に担当まで連絡すること）

イ 代表者以外の者が入札に参加する場合は、入札開始時までに「委任状」を提出すること。

ウ 競争参加申込用紙は、入札日前日の17時まで提出すること。

エ 入札参加者は「資格審査結果通知書(写)」を入札日前日の17時まで提出すること。

オ 同等品で入札に参加する場合は、同等品判定依頼書及び仕様がわかるカタログ又は参加予定の物品等を入札日前日から起算して、5営業日前までに本官の手許に提出し、官側は同等品の判定結果を3営業日前までに通知する。

カ 「競争参加申込用紙」及び「資格審査結果通知書(写)」の提出はFAX可とする。

キ 再度入札については、郵便入札がある場合において官側が指定する日時に実施するものとする。郵便入札がない場合

は、その場で実施するので入札書の予備を持参すること。

ク 問い合わせ先

〒020-0601

岩手県滝沢市後268-433 陸上自衛隊岩手駐屯地 第389会計隊契約班

TEL: 019-688-4311 (内線688)

FAX: 019-688-4315 担当: 山本